平成２２年（フ）第７号
千葉県木更津市東中央２丁目13番３号
債務者　伊藤静男こと　黄　　眞逑
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第７号
千葉県館山市川名665番地の１
債務者　忍足　禮子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第８号
千葉県館山市川名665番地の１
債務者　忍足　広之
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第２５号
富山市愛宕町２丁目５番27号　宮口アパート右
債務者　布村　清美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１号
富山県黒部市宇奈月町愛本新273番地
債務者　木下　重芳
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第７０８号
石川県かほく市七窪ヘ122番地８、従前の住所石川県かほく市宇野気ニ131番地３
債務者　鞍田　和裕
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４５号
長野県中野市南宮１番36号ファミールサカイＡ－Ⅱ号、前住所長野県中野市大字更科467番地内１
債務者　田川　悦一
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６号
長野県中野市南宮１番36号ファミールサカイＡ－Ⅱ号、前住所長野県中野市大字更科467番地内１
債務者　田川由美子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１号
長野市西和田２丁目18番５－２Ａ号
債務者　中村てる美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
長野県小諸市大字平原1043番地32、前住所長野県東御市加沢1422番地16　井上アパート１号室
債務者　竹内　弘治
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第３４８１号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字大草21番地
債務者　加藤　輝男
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４３号
三重県亀山市関町鷲山323番地２　グリーンヒル山の手２Ｅ号、住民票上の住所徳島県美馬市穴吹町三島字舞中島1936番地２　大原第１団地　３－２
債務者　前田　　優
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５６０号
滋賀県栗東市川辺532番地Ｂ－406号、前住所滋賀県栗東市川辺551番地
債務者　田中のり子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７６号
滋賀県湖南市岩根499番地146　雇用促進住宅２－406号、申立時の住所滋賀県甲賀市甲南町深川2813番地　エスペランス深川102
債務者　中村バルドこと　ＮＡＫＡＭＵＲＡ　ＬＡＲＡ　ＢＡＲＤＯ　ＨＥＲＩＢＥＲＴＯ
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５７号
滋賀県野洲市冨波甲424番地21
債務者　飯星　将盛
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８９号
滋賀県湖南市中央５丁目141番地　ニューハイツ浜台103号、前住所三重県松阪市大黒田町832番地
債務者　小林　　充
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７３６号
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町８丁目420番地59
債務者　合屋　圭子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大津地方裁判所民事部